令和8年7月23日に受理した西之表市職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和8年9月10日

西之表市監査委員　日髙　研一
西之表市監査委員　田添　辰郎

記

第１　　請求に対する判断
請求を棄却する。

第２　　請求の内容
請求人から提出された令和８年７月２２日付け請求の内容
（１）請求の要旨
西之表市長が２０２２年に国に２，２６０万円で売却した自衛隊宿舎用地からゴミが出てきた問題に関して、廃棄物処理法違反や裁量権の範囲を逸脱または濫用しており、違法もしくは不当な支出に当たるとして、次の措置を講じるように求めている。
① 西之表市長が２０２５年にボーリング調査のために予備費から１，１００万円を支出したことに対する損害を賠償する措置
② ２０２６年に事業者に代わって処理するために補正予算から約１，０００万円を支出しようとしていることに対する支出を差し止める措置
（２）請求人
氏名　（省略）
住所　（省略）
（３）請求人から提出された事実を証する書面
・令和７年７月２３日配信の南日本ニュースの記事
・令和８年６月２５日の南日本新聞の記事

第３　　請求の受理
本件監査請求は、令和８年７月２３日付けをもって受理した。

第４　　監査の実施
１　　請求人からの証拠の提出及び陳述
地方自治法第２４２条第７項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
請求人の陳述の聴取は、令和８年８月１７日に行った。
請求人から新たな証拠として「令和８年７月２６日の南日本新聞の記事」が提出された。
２　　請求人の主張
（１）本件土地は、かつて塵芥処理場として使用されていた土地であり、市はその事実を認識していたにもかかわらず、防衛省にその事実を報告せずに売却した。

（２） 本件土地は既に防衛省に売却された後、防衛省による宿舎建設工事において大量の廃棄物等が確認され、工事が中断した。その後、ボーリング調査が実施され、市が負担する法的根拠がないにもかかわらず、その費用を市が負担した。また、廃棄物混じり土等の処理費を市が負担することになっている。

（３） 市と防衛省との間の交渉内容や、市が費用負担をするに至った具体的な経緯が明らかではなく、公金支出の必要を欠いている。

（４） 本件支出は、廃棄物処理に関する法令上の責任関係に反し、また、市長の判断は裁量権の逸脱又は濫用に当たる。

以上のことから、本件支出について違法又は不当な公金支出であるとして、損害賠償及び支払差し止めの措置を講ずるよう求めている。

第５　監査の結果

１　事実関係の確認

（１） 土地の売買及び宿舎建設

西之表市は、防衛省に対し、下西地区の土地を自衛隊宿舎建設用地として売却した。

防衛省は当該土地において自衛隊宿舎の建設工事を進めていたが、令和６年９月頃、工事区域内から石、瓶、古タイヤ等の廃棄物が確認され、同年１１月、工事を中断した。

当該土地は、過去に廃棄物処理場として使用されていた区域を含むものであり、その後、地中の廃棄物等について防衛省と市との間で協議が行われることとなった。

（２） 令和７年４月の防衛省との協議

監査委員が確認した令和７年４月の防衛省と西之表市との協議記録によれば、防衛省側から、現在地における宿舎建設が困難である旨、説明があった。

また、同協議において、防衛省側から公有地での代替地提示を求められた。

西之表市は、その後の協議において現在地での宿舎建設を継続することを強く要望し、その後も防衛省との協議を継続した。

（３） 市によるボーリング調査

西之表市は、令和７年６月から９月にかけて、予定地におけるボーリング調査を実施した。

当該調査に係る費用として、市は約１，１００万円を支出した。

監査委員が確認した市内部の決裁文書及び協議記録によれば、市は、周辺住民への健康被害の可能性の有無の確認を行うとともに、当該地の安全性検証の調査報告を行った上で、現在地での宿舎建設継続を求める方針を維持し、その後、建設継続の可能性を検討するとともに防衛省との協議を進めるため、ボーリング調査を実施したことが認められる。

（４） 令和７年１２月の市議会全員協議会

令和７年１２月、市は市議会全員協議会において、その後締結された覚書に盛り込まれることとなった廃棄物混じり土の処理等に関する事項について、書面を用いて説明した。

（５） 令和８年１月２９日の覚書締結

令和８年１月２９日、西之表市と防衛省との間で覚書が締結された。

当該覚書第５条及び第６条には、中断前及び中断後の試掘調査・土壌調査等により出土した廃棄物混じり土について、市が一定の範囲で処理を行い、その費用を負担すること等が定められている。

これによって、市が現在地での宿舎建設継続に向けた協議の中で、廃棄物混じり土の処理費用の負担を担うことが具体化した。

（６） 令和８年６月議会における９８６万円の予算議決

西之表市は、令和８年６月、覚書第５条に基づく廃棄物混じり土の処理費として９８６万円を令和８年度一般会計補正予算に計上した。

当該９８６万円については、重機借り上げ、燃料費等の必要経費について具体的な項目ごとに積算されていることを確認した。

当該補正予算は令和８年６月２６日に市議会において可決された。ただし、監査委員の審理時点において、当該９８６万円については具体的な支出は行われていない。

（７） 市の説明及び市議会への説明

市は、覚書について、現在地での建設継続に向けて取り組む方針を確認したものであると説明している。

さらに、市は、覚書締結について現在地での建設継続に向けて取り組む方針を確認したものであり、市費負担の理由については「防衛省との役割分担」として口頭で説明しており、令和７年１２月の市議会全員協議会以降、説明を尽くしているとの認識を示している。

２　判断

（１） 約１，１００万円のボーリング調査費について

本件ボーリング調査は、防衛省側から現在地での宿舎建設が困難である方向が示された後においても、市が現在地での宿舎建設の継続を求め、その可能性を検討するとともに、防衛省との協議を進める中で実施されたものである。

令和７年４月の防衛省との協議においては、現在地における宿舎建設が困難である旨、また、公有地での代替地提示を求める説明が防衛省側からなされていた。

市は、当該地の安全性の検証を行った上で、現在地での建設継続を求める方針を維持していたことが認められる。

しかしながら、当該調査は、安全性の確認を行った上で、現在地での宿舎建設継続の可能性を検討し、防衛省との協議を進めるためにも活用されたものであり、市としての行政目的及び必要性を欠くものとは認められない。

また、当該支出について、法令又は予算に違反する財務会計上の行為であることを示す事実は確認できず、その目的、必要性又は金額が著しく合理性を欠き、行政裁量を逸脱又は濫用したものと認めることもできない。

以上のことから、約１，１００万円のボーリング調査費を違法又は不当な公金の支出と認めることはできず、請求人の第１の請求には理由がないものと判断する。

（２） ９８６万円の廃棄物混じり土処理費について

本件９８６万円については、令和８年１月２９日に締結された覚書第５条に基づき、中断前に出土した廃棄物混じり土の処理に要する経費として予算計上されたものである。

その積算についても、重機借り上げ、燃料費等の必要経費について具体的な項目ごとに算定されていることを確認した。

従って、当該９８６万円については、覚書に基づく市の負担対象及び処理に必要な経費を基礎として積算されたものであり、現時点で、その予算額が著しく合理性を欠くものと認めることはできない。

また、当該補正予算は令和８年６月２６日に市議会の議決を経ている。

以上のことから、現時点において、当該９８６万円について違法又は不当な公金の支出としてその支出を差し止めるべきものと認めることはできず、請求人の第２の請求には理由がないものと判断する。

第６　結論

以上のことから、請求人が求める措置については、次のとおりとする。

１　令和７年の約１，１００万円のボーリング調査費について

当該支出を違法又は不当な公金の支出と認めることはできない。

従って、請求人の当該請求は棄却する。

２　令和８年６月議会で議決された９８６万円について

当該予算については市議会の議決を経ており、監査委員の審理時点において具体的な支出は行われていない。現時点において、その支出を違法又は不当な公金の支出として差し止めるべきものと認めることはできない。

従って、請求人の当該請求は棄却する。